

# 在職期間の計算方法及び基本研修の受講免除対象者

## 在職期間の計算方法

### 1 平成 28 年度までの在職期間の計算方法

#### (1) 在職期間の計算方法について

在職期間の計算に当たっては、国立、公立又は私立の学校の教諭等として在職した期間（臨時に任用された期間を除く）を通算した期間とし、平成 29 年 3 月 31 日までの年数とする。ただし、1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数とする。

※ ここでいう「教諭等」とは、総括教諭及び教育公務員特例法第 12 条に規定される、教諭、助教諭及び講師である。

※ 養護教諭・栄養教諭についてもこれに準ずる。ただし、養護教諭・栄養教諭の在職期間は、教諭等としての在職期間に含めない。

※ 教育職員免許法第 4 条第 3 項で規定される特別免許状を有する者は、教育公務員特例法施行令第 2 条第 3 項の規定に基づき初任者研修対象から除くものとなっているため、1 年経験者以降の基本研修から受講する。

#### (2) 学校以外の機関等に勤務した期間の扱い

学校以外の機関等に勤務した期間のうち、次に掲げる期間は、在職期間として通算する。

- ① 指導主事、社会教育主事等、その他教育委員会、知事部局等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間
- ② 教諭等として在職した期間における国又は地方公共団体が事業として行う大学・大学院、民間企業、海外等への派遣期間

#### (3) 在職期間から除算する事例

次に掲げる期間がそれぞれ 1 年以上ある場合、その期間の年数（1 年未満の端数があるときはこれを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。ただし、各号の用語の定義は、関係法令の規定による。

- (ア) 休職期間
- (イ) 職員団体の役員として専ら従事した期間
- (ウ) 育児休業期間（産前産後休暇は在職期間に含む）

### 2 平成 29 年度以降の在職期間の計算方法

平成 29 年度以降は、1 による平成 28 年度までの在職期間に、経験年数を 1 年ごとに加えていくこととする（学校の教諭等または上記 1 の(2)として在職した年度ごとに 1 年加える）。ただし各年度において、1 の(3)の(ア)(イ)(ウ)の 1 つ又は合計した期間が 6 ヶ月を超えた場合、その年度は在職期間として加えない。

### 3 その他

在職期間の計算に当たり、上記の期間以外の扱いについては、県立学校においては所属長の、市町村立学校においては教育事務所長の申出により、総合教育センター所長と協議の上、決定する。

また、本県採用前に他県等での経験がある場合、他県等で算出された経験年数をそのまま引継ぎ、改めて計算をし直さないこととする。

## 基本研修の受講免除対象者

### 1 本県採用前の教職経験による受講免除

本県採用前の教職経験年数を本県での教職経験年数とみなし、初めての採用が本県であったとしたら当然受講していたであろう基本研修については受講済みとみなし、新たに受講することはない。

### 2 その他受講免除となる対象者

基本研修の受講対象者のうち、次に掲げる場合は当該年次の研修の受講を免除する。

ア 指導主事、社会教育主事等、その他教育委員会、知事部局等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事している者

イ 海外の学校に教諭等として派遣されている者

### 3 その他

(1) 上記1・2いずれの場合も、中堅教諭等資質向上研修は法定研修なので受講する（ただし、本県以外ですでに受講している場合、改めて受講する必要はない）。その場合の受講時期については、県立学校においては所属長の、市町村立学校においては教育事務所長の申出により、総合教育センター所長と協議の上、決定する。

(2) 上記1・2いずれの場合も、当該教諭等の業務上の必要性や資質向上を図る上で受講した方がよいと校長が判断した場合、県立学校においては所属長の、市町村立学校においては教育事務所長の申出により、総合教育センター所長と協議の上、受講が認められる（初任者研修は受講できない）。

(3) 本規定は、平成29年4月1日より運用する。

## 在職期間の計算(例)

### ○ 「在職期間の計算方法」の1の(1)・(2)及び2に該当する例(通算に関する事例)

平成 20年 4/1	21年 4/1	22年 4/1	23年 4/1	24年 4/1	25年 4/1	26年 4/1	27年 4/1	28年 4/1	29年 4/1	30年 4/1	平成29年度までの在職期間		
「在職期間の計算方法」の1の(1)・(2)に該当											平成28 年度 まで	平成29 年度 から	合計
採用	県内公立学校 A校(6年)					B校(3年)			B校(1年)		9年	1年	10年
採用	A県公立・市立学校(4年)			臨任(2年)		採用 B校(3年)			B校(1年)		7年	1年	8年
採用	県内公立学校 A校(5年)				社会教育主事(4年)				B校(5ヶ月)		9年	0年	9年
採用	他県で4年の経験あり				B校(4年)				B校(7ヶ月)		8年	1年	9年

平成29年度からは、単年度ごとに判断し、6ヶ月を超えた休職等の場合に在職期間から除算する。

### ○ 「在職期間の計算方法」の1の(3)及び2に該当する例(除算に関する事例)

平成 20年 4/1	21年 4/1	22年 4/1	23年 4/1	24年 4/1	25年 4/1	26年 4/1	27年 4/1	28年 4/1	29年 4/1	30年 4/1	平成29年度までの在職期間				
「在職期間の計算方法」の1の(1)・(2)に該当											平成28 年度 まで	平成29 年度 から	合計		
採用	県内公立学校 A校(4年5ヶ月)				休職(1年7ヶ月)			B校(3年)			B校(1年)		8年	1年	9年
採用	県内公立学校 A校(4年2ヶ月)				休職(10ヶ月)			育休(H28.7月~H29.8月の1年2ヶ月)		B校(7ヶ月)		9年	1年	10年	

平成28年度までは、休職1年未満の端数は除算する年数として計算しない。よって1年7ヶ月は1年除算とする。

平成28年度までは、休職1年未満の端数は除算する年数として計算しない。よって10ヶ月は除算しない。

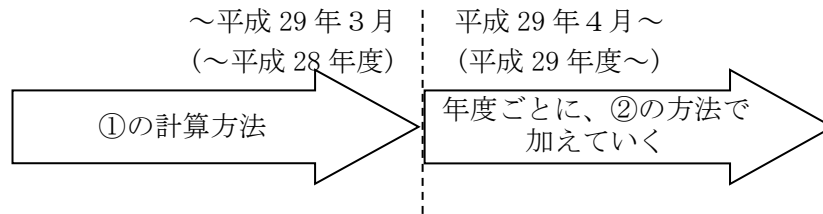
①平成28年度までは、1年未満の端数は除算する年数として計算しない。よって平成28年7月~平成29年3月までの9ヶ月は除算しない。  
 ②平成29年度からは、単年度ごとに判断し、育休が6ヶ月を超えた場合に在職期間から除算する。よって平成29年4月~平成29年8月までの5ヶ月は除算しない。  
 以上より、①+②で除算期間は0年となり、除算しない。

※平成29年4月以降は、「在職期間の計算方法」の2の方法により、平成28年度までの在職期間に在職期間を1年ずつ加えていく(なお、平成28年度までの在職期間について、改めて在職期間の計算をし直すことはしない)。

## 在職期間の計算方法に関するQ & A

Q 1 平成 30 年度の基本研修に向けた在職期間の計算方法は、どうなりますか。

A 1 平成 30 年度の基本研修の対象者決定は、平成 28 年度までの在職期間の計算方法 (①) と平成 29 年度の在職期間の計算方法 (②) の合算となります。①は「1 平成 28 年度までの在職期間の計算方法」より、②は単年度ごとに「2 平成 29 年度以降の在職期間の計算方法」より算出し、在職期間は①と②を合わせた年数になります。



## 基本研修の受講免除対象者に関するQ & A

Q 2 他県で 6 年間の経験がある教員が、平成 30 年度採用されました。5 年経験者研修を受講する必要がありますか。

A 2 平成 29 年度からは、本県採用前の教職経験年数を本県での教職経験年数とみなすため、在職期間が 6 年を超え、7 年目となっているので、受講する必要はありません。

Q 3 他県で 7 年間の経験がある教員について、平成 29 年度以前に県立総合教育センターより、さかのぼって 5 年経験者研修を受講するように指示されました。5 年経験者研修を受講する必要がありますか。

A 3 過去に、5 年経験者研修を平成 29 年度以降に受講するよう指示されていた場合でも、平成 29 年度から本規定が適用されるので、受講する必要がなくなります。(中堅教諭(養護教諭)等資質向上研修を除く)

Q 4 他県で 5 年間の経験がある教員が、平成 30 年度に採用されました。平成 30 年度に 5 年経験者研修を受講する必要がありますか。

A 4 他県での経験がある場合、採用時には初任者研修は免除となりますが、他の基本研修の対象(この場合は 5 年経験者研修)である場合は、従来通り受講することになります。

Q 5 他県の私立学校で 15 年間の経験がある教員が、今年度採用されましたが、まだ中堅教諭等資質向上研修(旧 10 年経験者研修)を受講していません。中堅教諭等資質向上研修を受講する必要がありますか。

A 5 中堅教諭等資質向上研修は受講してください。その場合、15 年経験者研修は中堅教諭等資質向上研修受講後の年度に受講してください。

Q 6 採用前に他県で経験のある教員で、他県での経験年数が算出されていない場合、在職年数を何年にすればよいですか。

A 6 I に基づき、計算してください。

※ Q 2、3 について、当該教諭等の業務上の必要性や資質向上を図る上で受講した方がよいと校長が判断した場合、県立学校においては所属長の、市町村立学校においては教育事務所長の申出により、総合教育センター所長と協議の上、受講が認められます(初任者研修は受講できません)。

※ Q 4 について、本人や学校の事情等により次年度の受講が望ましいと校長が判断した場合、県立学校においては所属長の、市町村立学校においては教育事務所長の申出により、総合教育センター所長と協議の上、次年度の受講が認められます(初任者研修は受講できません)。